

大阪 あーからぶず

平成三年三月
第八号
大阪府公文書館発行

公文書館のフィロソフィー

作道 洋太郎

大阪府公文書館が昭和六十年十一月に開館してから五カ年が過ぎた。その開館のとき編集・発行された『公文書館 大阪府公文書館開館記念』のなかで、私は「大阪府史と公文書館」と題した文章を書き、私はひとつの提言をといて気持ちをこめて、府史の編集事業と連動した公文書館の運営ということが、新設される公文書館の重要な柱となるに違いないであろうと述べた。

その後、『大阪府史』（全七巻）の本編は平成二年三月に刊行が完了となり、あと一巻は年表・索引などを収めた別巻として近く発行されることになった。『府史』の編集事業は最終の段階を迎えた。『府史』第一巻が発行されたのは、昭和五十三年三月であったから十二年の歳月を経過したことになる。

その間、府史編集室において収集された歴史資料は多量に達し、その一部分は公文書館

に保管され、今後その保存・整理・研究ならびに一般公開を体系的に行うことが課題となっている。

この『府史』全七巻は、古代篇二巻、中世篇二巻、近世篇三巻から成り立っており、その他に近現代篇に相当する部分としては、さきに明治百年を記念して編纂された『大阪百年史』（昭和四十三年発行）全一巻がある。

大阪府における修史事業には、このような歩みがみられ、これらの合計八巻の府史刊行物をつくりだしてきたが、その際に集積された府史編纂資料をこれからも続くであろう府史研究のためにどのように活用していくのか、その体制が必ずしも明らかではない。

私はたまたま現在、府史編集委員と公文書館運営懇談会委員とをつとめており、両者の密接な関係を、日常の体験を通じて強く感じてきた。そのような経験から、府史編纂資料

目次	次
公文書館のフィロソフィー	1
文書館あれこれ(4)	2
大阪府公文書にみる暗号符	3
研修会の報告	6
公文書館譜	7
府下講座案内(4)	8

保管の受け皿となるべきものは公文書館であり、また『大阪府史』全七巻の刊行後における府史編纂事業も公文書館の主要な業務となることが必要なように、私は思う。

既設の公文書館は、全国各府県に多く、そのなかには、私の提案しているように、府史の編集と公文書館の運営とを連動しているところが少なくない。そのような先例をよく検討して、大阪府においても府民が希望するであろうような公文書館としての体制をはやく確立することが期待される。

大阪府下には、戦前から大阪市史・堺市史のようにすぐれた市史編集の伝統を持つ地方自治体があり、戦後においても多数の市史が編集・刊行されている。豊中市史、吹田市史、池田市史、箕面市史、高槻市史、茨木市史、摂津市史、守口市史、寝屋川市史、大東市史、東大阪市史、八尾市史、松原市史、羽曳野市史、富田林市史、和泉市史、岸和田市史、貝塚市史、泉佐野市史など、枚挙にいとまがない位である。これらの市史編纂と関連して、市公文書館が開設されたり、現在開館を準備中のところも少なくない。

こうした状況は、府下の諸都市がその歴史が古く、かつ多彩であり、その都市文化のなかに地方自治体独自のアイデンティティが確認されるからでもある。さき書きあげた各地の市史は、もちろんその一部に過ぎず、戦前から戦後にかけて編集された郡史・町史や村史なども加えると、それは膨大な数に達する。

大阪府史は、こうした府下の地方史誌との関わり合いのなかで、さらに今後において深めていくべき多くの課題を残しており、また西日本や東日本の諸地域との関連においても追求すべき問題点も多い。

「大阪府公文書館利用要領」のなかで、「閲覧の対象」となるべきものとして、「公文書館において閲覧に供する歴史的文書資料類等」と規定しているが、その目的を達成するためにも、とりあえず大阪府史編纂資料との一体性をいちだんと強め、新しい視点から府下の各地域における市史編纂事業との関わり合いもよりいっそう緊密にし、さらに大阪と関係の深い全国諸地方とも積極的に交流をおこない、大阪が文化首都・関西圏の中核都市となりうるような公文書館として発展して行くためのフィロソフィーを確立し、そうした努力が続けられることが、現代に課せられた要請といえるように思う。

(さくどう ようたろう 大阪大学名誉教授)

「文書館あれこれ(4)」

藤沢市文書館

神奈川県藤沢市朝日町二二一六

湘南海岸や江ノ島で有名な藤沢市は、JR東海道線・藤沢駅から徒歩約七分の所に市役所があり、そのすぐ近くに藤沢市文書館が建っている。

この施設は、鉄筋コンクリート地上三階地下一階、延床面積約四二五㎡の建物以外に、隣接した書庫約二六五㎡と市役所新館地下二階書庫約三四一㎡を所有している。その他、コンテナ七台分を中間庫の代用として、民間の倉庫会社で保管している。

この館の生い立ちには、昭和四十三年に開始された市史編纂事業からといえる。そこで調査や収集、整理された歴史資料を保存するため、同四十九年に市立として我が国初の地域文書館である同館が設置された。

そして、この館が対象とする歴史資料は、明治以前の地方文書や明治期の戸長役場関係などの家別文書から、保存年限の過ぎた非現用の公文書に至るまでと広範である。その中でも家別文書については、寄託品ばかりであるのが特徴といえる。この点数は、家別文書三七〇〇〇点(三〇件)、公文書は簿冊一二六三二点と保存箱六一七四箱である。



市民資料室のようす

藤沢市では、非現用の公文書だけでなく、現用文書もこの館が、新館の書庫(各課で作成された翌年から)と中間庫(頻繁に使用されないもの)で管理している。毎年その数は、約二万点ほどが受入れられている。それは、非現用になって歴史資料になる公文書を現用の段階から保存し、整理するためである。

一階の市民資料室では、歴史資料の閲覧の他、市史を初めとする歴史や郷土の文献資料、市の刊行物を見ることが出来る。また、有償の刊行物などはここで購入できる。

なお、この六月から文書館では、館の資料などをもとに新しい市史編纂の計画があり、資料の保存や管理に細かい配慮をするだけでなく、地域の文書館を発展させていくとするエネルギーが伝わってくる館である。

(藤川 永子 大阪府公文書館)

大阪府公文書にみる暗号符

大西 愛

大阪あーかいぶず第七号において大阪事件と暗号電報について紹介をした。そのとき、「暗号符」とはどんなものかという疑問を述べておいたところ、大阪府秘書課から暗号に関する四冊の綴が別に保存されているとの連絡を受け、本館に引き継ぐことになった。

この四冊の件名目録を作成し、暗号符とはどんなものかを明らかにしながら、機密を要するとはどういう時か、その電報の取扱いはどうだったか、国と府の往復を通して当時の行政の一端を垣間見たい。

内容は、ほとんどが暗号符改正に関する国



引き継がれた四冊の文書綴

からの訓令や通牒、これに対する大阪府の受領、旧暗号符の返却に関する往復、府内部での暗号符の受領に関する文書で、次頁表の四冊である。

暗号符の制定と取扱い

この史料にみる一番古い暗号符は、明治十二年十月警視局（内務省）のものである。このときの公文書は、「当局（警視局）電信暗語改正候条、来ル十月廿五日ヨリ御用ヒ相成度別紙相添此段申進候也」とある。このときは改正であるから、これより前に制定した文書があるはずであるが、現在のところ見当たらない。

それと同年の大蔵省の公文書がある。明治十二年十一月「今般電信暗号別紙ノ通相定候ニ付総テ秘密ヲ要スル事件ハ別紙雛形ニ依リ通報可致此段及内達候也」とするから、このとき大蔵省としては初めて暗号を制定したと考えられる。さらに、農商務省は明治十五年、駅通局は明治十六年、文部省は明治二十六年のものがそれぞれの省で一番古いものとして残っている。このことは、明治三年に電報電信事業が始まって明治十三年には取扱局一四六局、発信数二〇二・七万回／年を数えるか

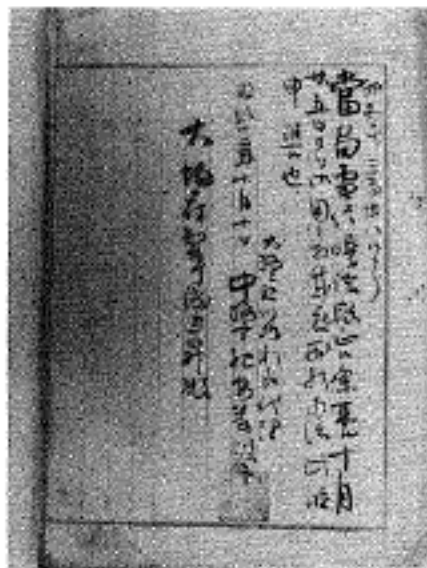
ら、電報が信頼のおける重要な手段として、このころから機能してきたこととも符合する。

暗号符はまず各省長官の訓令で制定・改正され、同時に次官や局長から通牒されるが、明治二十七年ごろからは訓令はなく通牒だけとなっている。

暗号符をどう取り扱うか、初期のころはまだ決まっていなかったため、返却しなかったり、写をとって残しているものがある。先に述べた明治十二年十月の警視局のものも、同年十一月の大蔵省のものも暗号符写が残されている。しかし、時代がたつにつれ返却をするよう凡例等で定められている。しかしこれもなかなか徹底しなかったようで、早く返却するようにとの催促文書もある。また、省によっては、返却せず各府県で焼却するよう指示している。中には「焼却しました」と印まで押しているにもかかわらず、しっかり写をとって残しているものもある。また、暗号電報は訳文をつくとすぐ本文を焼却するよう指示されている。これは両方がそろっていると担当以外の職員がこれを見た時、暗号がわかっってしまうので、そこから他に洩れることを防ぐためである。しかし、電報の原本も多く残っているもので、これもあまり守られていなかったようである。

暗号符の型

この四冊の中に残っている暗号符は全部で



警視局電信暗号改正の文書
明治12年

三一通でその型式を次の三つに分けてみた。
a 円盤型 内務省以外の各省は、はじめこの型式が多かった。写真でみるように、外円と内円にカナが書かれており、外側が暗号、内側が訳になっている。大小二枚の円型に切った厚紙を中心でとめ、内側の円は回転するように作られている。内円の一か所に四角い窓が開いていて、そこに外円の内側にかかれてある一号から五号までの数字のどれかにあわせて五種類の暗号が作られるように工夫されている。何号の暗号で書き送ったのかを示して解読するというもの。一度この模型を作っておくと、かなり長期にわたって使用できるものである。

しかし、電報を打とうというほど急ぎの場合に、たとえば二号で文章を作ろうとすると、その位置にきちんと固定して、暗号と訳の二種類の文字を読み取るのはやっかいな作業である。ほんの一目盛り回転してしまっただけでも、間違いがおこる。こんな代物をま

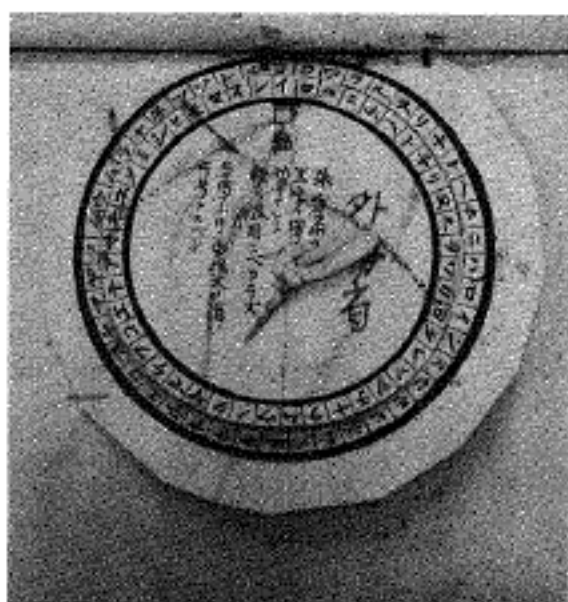
えに担当者がいらいらしている様子が目に浮かぶ。いくつもある円盤型のうちの一つは手ずれのあとがあつて使用された形跡があるが、あとは封筒に入つて送られてきたままとか汚れがついていないので、あまり使われたとは思えない。
b 円型 円盤型を一枚の紙に書いたもので、暗号文字と訳を対照するのは円盤型よりは楽ではあるが、文字が上を向いたり下を向いたりして、あまり便利とはいえない。この種類のものには、紫とピンク二色刷りの「こんにやく版」のものもあり、暗号電報というマイナーな事務のなかに彩りを見出している。
c 表型 イロハ順に対訳がカナで書かれている。濁音や数字も暗号化しているものもある。しかし、一般的には数字や濁音は使用されず、対訳も「イ↓ろ」「ロ↓い」となる「裏返し方式」のものが多く、訳と暗号とをまちがえることがない。

このように円型にくらべて表型のものが見やすく簡単に文章がつくれる。しかしその代わり、すぐ解読されてしまう。そのためたびたび改正をしたり、内務省のように明治二十三年から一、二号符を作ったり、暗号符・電報の保存や廃棄、写しを取ることに禁止など取扱いをこまかく指示するようになってきた。

た。
凡例に見るもの
内務省では暗号符改正の時、凡例も改正している。この凡例には暗号の使い方のほかに使用の範囲が示されている。明治二十三年二月の内務省第一号暗号符凡例の第一項には「此暗号ハ内務大臣警視総監北海道庁長官府県知事警保局長及警部長（現在の警察本部長にあたる）ノ間ニ交互用ユルモノトス。」とあり、これに対して第二号暗号符凡例には「此暗号ハ警部長ト警察署長トノ間又ハ各警察署長ノ間ニ交互用ユルモノトス、但シ時機ニ依リ警察署長ヨリ警保局長若クハ他ノ府県長官ヘ直チニ通信往復スル場合モ

大阪府公文書館所蔵の暗号符関係資料

年次	表題	関係省庁局	請求番号
明治12-明治25	電信暗号	内務省 同警察 警視庁 大蔵省 農商務省 駅通局	B0-90-62
明治12-明治30	暗号	警察 大蔵省 外務省 農商務省 駅通局	B0-90-63
明治23-昭和11	機密 内務省暗号	内務省	B0-90-64
明治41-昭和2	機密 暗号	外務省 大蔵省 文部省 農商務省 通信省	B0-90-65



円盤型外務省暗号符 明治16年

亦之ヲ用ユヘシ」となっていて、主に警察関係だけの使用としている。

明治二十七年になると第二号凡例のなかに憲兵司令官と各憲兵隊長が加えられ、さらに明治三十九年になると日清日露戦争で拡充した領土、樺太庁・台湾総督府や関東総督府もその範囲に入ってくる。明治四十三年になると、この暗号符使用の範囲を示す第一項だけで一ページが割かれるほど、使用がどんどん拡大してくるのがわかる。

ところで、この一・二号制は、大正十四年に台湾総督府が紛失したため廃止して、一号のみになったが、昭和五年には一号を選挙事務専用とするためまた復活している。

昭和十一年八月の内務省暗号改正が史料的に最後のものである。その前年の史料に「当省電信暗号赤符ヲ改正シ」とある。この「赤

符」と称される暗号符は何であろうか。近い将来戦争の起こりうることを想定してつくられた符号であったのだろうか。実物は残されていない。

暗号電報の例

大阪あーかいぶず第七号で紹介した大阪事件は明治十八年と二十五年のもので暗号電報としては古いものである。ほかにどんな内容を機密にしていたのであろうか。

まず人事に関する事柄である。人事に関する急ぎの問い合わせは普通の電報でなされており、氏名や役職が伏せられていることは少ない。しかしたとえば郡長や学校長、市長といった責任の重い役職の人事の場合に限り、部分的あるいは全文が暗号になっている。例をあげると、明治二十八年十二月二日付の堺市長辞任に関する内務省県治局長から大阪府知事あての電報、明治二十八年六月二十四日付の山梨県北都留郡長を大阪府島上島下郡長に転任の件に関する山梨県知事の電報などがある。

次に明治三十一年四月八日付の府県制と郡制の施行時期について県治局長と知事との往復がある。大阪府知事の電報案によると「郡制ハ本年六月ヨリ、府県制ハ全十月ヨリ施行方上申ノ見込」とある。実際に施行されたのは郡制は明治三十一年六月であって一致するが、府県制は明治三十二年七月（大阪府告示

による）であって一致しない。この電報が実際には発信されなかったのか、あるいは発信したが後に変更されたのか。とにかく知事に施行の一年前にその意向があったことが確認される史料である。

ほかに明治三十年一月に皇太后の崩御による恩赦に関する件、明治三十一年七月、政府に対する人民の意向の内報について、明治三十六年十一月ガス問題の件、などについての暗号電報があり興味がつきないが、今のところそれ以上詳しくはわからない。

戦後

戦後はもちろん国と各自治体の間でこのような暗号は使用されていない。それどころか公文書は国民のものであるから、開示されるのが原則である。そのため公文書に使用される文字や文体はわかりやすくするというのが、文書事務の第一歩である。しかし公文書の形式というのはまだまだ戦前を引きずっている所が多く、毎日整理している公文書の中には理解に苦しむ表現のものも少なくない。

国民どころか官吏さえ信じず、知らしむべからずとしていた戦前を象徴する暗号という、まさに歴史的なこの四冊の文書綴を今は閲覧できるのである。件名目録も作製済みなので、それを手がかりにさらに深く研究をすることができるようになった。

（おおにし あい 大阪府公文書館）

平成2年11月5日～16日

史料管理学研修会 (通算三六回)

主催 国立史料館

今回の短期研修会は岡山市で開催された。文書館や史料館、図書館、修史編纂室などで史料を取り扱っている二七名が受講した。

講義内容は下表の通りだが、何れも充実したもので、史料管理学の奥深さを感じた。中でも家別文書など史料群の整理は、これを構成する文書一つ一つを切り離す整理ではなく、お互いの関連を見きわめ、その群の構造を明らかにし、体系づけていく必要性だった。この作業は、現実に多くの労力を必要とする。しかし、これによって史料が我々に語りかける真の姿がより明確になってくるのではないだろうかと思った。

印刷物と異なり原史料は、当時の関係者のみで意思疎通を目的としているため解りにくいものである。しかし、それを現代の我々が少しでも理解していくように体系づけることの重要性を感じた。また、史料補修の実習や、岡山

研修会の報告

第三回公文書館等職員研修会

主催 国立公文書館

平成2年10月22日～26日

大学の短期研修会は岡山市で開催された。文書館や史料館、図書館、修史編纂室などで史料を取り扱っている二七名が受講した。

見学では、同館所蔵の池田家文庫や、その保存対策としてのマイクロフィルム化の作業現場を実際に見ることができた研修であった。

(北山 英一)

昨年の異動で大阪府公文書館に就き、やっと慣れ始めた頃の今回の研修参加となった。

最初に驚いたのは、全受講者中国の職員が三分の一も占めていたということである。この研修を「文書管理」という広い意味で捉えているからだろうか、私が持っていたイメージと全く違うものであった。できることなら公文書館職員等とせざる、対象を文書館に絞った文書館学というものに重点をおいた内容となれば、地域文書館の啓発や普及へつながるのではないだろうかと感じた。

(狩野 俊明)

講義内容	講師名	講師所属
史料管理学序論	安藤 正人	国立史料館 助教
史料の保存科学	稲葉 政満	東京芸術大学美術学部 助教
近世史料論・I (幕藩史料)	森 安彦	国立史料館 教授
近世史料論・II (村方史料)	浅井 潤子	国立史料館 助教
史料所在調査法	渡邊 尚志	国立史料館 助教
地域社会と文書館	田中 康雄	群馬県立文書館 古文書課 長
岡山大学附属図書館における史料管理	中野美智子	岡山大学附属図書館 司書
近現代史料論	松尾 正人	中央大学文学部 教授
史料の修復・補修	宇佐見直八	国立史料館 助教
近世史料の整理と検索手段の作成	大藤 修	国立史料館 助教
近現代史料の整理と検索手段の作成	神田 朗男	栃木県立文書館 副主
史料の装幀と配架	鶴岡実枝子	国立史料館 助教
史料の利用と情報サービス	山田 哲好	国立史料館 助教

又、講義中最も印象的だった言葉に「役所に不益な文書ほど歴史的に重要なものであることが多い。」というのがあった。おおよさな言い方をすれば公文書館対役所という構図が端的に表されている言葉ではないだろうか。公文書を残そうとする時、前者は「歴史的」というものに重きをおき、後

講義内容	講師名	講師所属
公文書館法と公文書館の役割	長官 藤原 正	国立公文書館 長官
文書アーカイブズについて	次官 藤原 正	国立公文書館 次官
紙の劣化と保存	長官 藤原 正	国立公文書館 長官
修復の実務	長官 藤原 正	国立公文書館 長官
古文書の収集・整理	長官 藤原 正	国立公文書館 長官
古文書の取扱い	長官 藤原 正	国立公文書館 長官
情報公開と個人情報保護	長官 藤原 正	国立公文書館 長官
国際公文書会議について	長官 藤原 正	国立公文書館 長官
公文書の取扱いと見方	長官 藤原 正	国立公文書館 長官
行政資料の収集と利用	長官 藤原 正	国立公文書館 長官
公文書の管理とOA化	長官 藤原 正	国立公文書館 長官
地方公文書館の業務	長官 藤原 正	国立公文書館 長官

※ (講師) ドキュメントと作品/長部日出雄(作家)。(見学) 東京都公文書館・国立公文書館

公文書館 譜

□行事できごと (H2・2〜H3・1)

(年月日)

2・2・20	収蔵資料のくん蒸
23	館内消毒
3・10	常設展示一部変更「昭和六年巴土波一周展覧会」
3・31	大阪あーかいぶず第六号発行
4・2	安長 進氏 (前大阪府理事) 公文書館顧問に就任
4・27	文書主任会議 (安藤正人氏講演)
5・9	統計課、旅券事務所から資料搬入
5・23	法制文書課書庫から資料搬入
7・24	関西大学博物館学課程実習
8・4	館内消毒
8・17	第五回公文書館運営懇談会を開催
9・19	議会事務局から資料搬入

第五回運営懇談会では、次のことから
 についてご意見をいただきました。
 ・本館の将来構想
 ・戦中・戦後の府関係文書の収集

□主な来館者 (H2・2〜H3・1)

11・1	閲覧時間を午前9時30分から9時15分に変更
11・10	大阪あーかいぶず第七号発行
11・23	第二、第四土曜日閉庁の開始
11・30	大阪あーかいぶず特集号No.2発行

2・2月	宮崎県総務部 東京都港区 島根県総務部 和歌山大学
3月	埼玉県立文書館 大和川高校 新潟県文化財収蔵館 プール学院 泉大津市 大東市歴史民俗資料館 大阪市史編纂所 福岡市
4月	夕陽丘図書館
5月	埼玉県立文書館 京都府立総合資料館 福井市
6月	帝塚山郵便局
7月	大分県総務課 大阪市教育委員会
8月	東京電気大学
9月	大阪経済大学 桃山学院大学
10月	山形県文書学事課
10月	松戸市史編さん委員会 奈良県文書学事課 関西大学 大阪大学
11月	住吉村常磐会 大阪市都市整備協会

12月	羽曳野市史編纂室 神奈川県
3・1月	日本経済新聞社 清風南海高校 京都府立山城郷土資料館 貝塚市 国立公文書館 大阪市消防局

□館の利用者数 (H2・2・1〜H3・1・31)

八五四名

公務員 二六% 会社員・自営業 三七%
 学生 三〇% 教員 四% その他 三%

□主な資料の寄贈 (H2・2〜H3・1)

○歴史資料 (敬称略)

2・5月	今米農事 耕作面積一覧表ほか 実行組合
12月	森 祐子 髪結職由緒人事ほか
3・1月	小島 誠 大阪府布達 (明治十七年) ほか

□資料の保存状況 (H2・1・31現在)

区分	資料点数
大阪府が明治期作成した公文書	53
大阪府の行政刊行物	51
その他の刊行物	13,574
官報 (国会会議録を含む)	15,934
大阪府公報 (明治22年以降)	23,052
行政資料・参考資料	1,990
マイクロフィルム-写真類ほか	280
近世文書 (川中家文書ほか)	8,333
合計	72,995

Ⅱ府下講座案内(4)Ⅱ

箕面市立郷土資料館

古文書学習会

箕面市では、約十年ほど前より公民館で古文書を読む学習会を行ってきました。平成元年に市立郷土資料館が設立され、平成二年度より同館主催で古文書学習会が行われています。箕面市内に所在している近世文書をテキストに素読を行い、講師の同館島田竜雄館長が内容の解説を行っています。

現在は、

第2水曜日クラス(午後一時半～三時半)

第3金曜日クラス(午後一時半～三時半)

の二グループにわかれています。

そして、月に一度各クラスでは、阪急電車箕面線の牧落駅から徒歩一〇分ほどのこの資料館に、約二〇人ほどが集まり、お茶を飲みながら和気あいあいと箕面における江戸時代の歴史を学んでいます。

なお、四月より新たに初心者コースを開く予定です、市内はもちろん近辺の方も参加できます。詳細は左記までお問い合わせください。



連絡先/箕面市立郷土資料館
箕面市西小路三丁目一〇一六
☎ 〇七二七二一三三二二三五

(担当者 楠本 公子)

◆アーカイブズについて◆

本誌名でもあるアーカイブズとは、英語で公文書館や文書館のことをいいます。また、これは建物だけでなく、人や組織が活動するときに生み出される文書や記録のこともアーカイブズと呼ばれています。

Ⅱお知らせⅡ

▼展示 本館二階では、三頁に掲載した「大阪府公文書にみる暗号符」のほか収蔵品の展示を行っています。

▼「大阪府統計書」明治十四年から同四十五年までの複製本(紙焼)が出来ましたので、大いに御利用下さい。なお、本館では展示中の史料も閲覧できます。お申し付け下さい。

公文書館では、府に関係する歴史的公文書や古文書を保存しています。寄贈・寄託いただける方はご連絡ください。

編集後記

▼今回の史料紹介「暗号符」は、本誌に掲載したことから新たに発掘できた(?)一例を取り上げてみました。

▼やっとな岸戦争も終結しましたが、歴史を振り返れば人間って何十年、何百年経っても変わらないものだなあ、と悲しくなります。ところで、そのアーカイブズや遺跡などは、どのようなになったのでしょうか?(E・F)

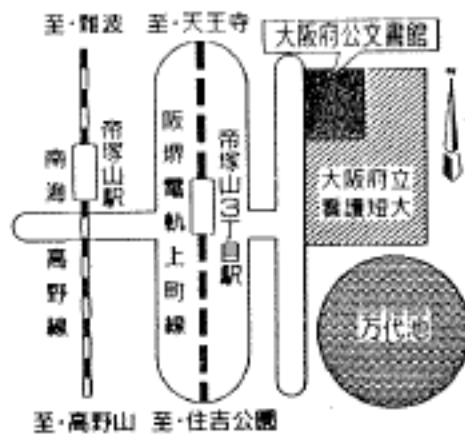
利用案内

■閲覧時間

・月曜日～金曜日 午前9時15分～午後5時
・土曜日 午前9時15分～午後0時30分

■休館日

・第2、第4土曜日
・日曜日、祝日及びその振替休日
・年末年始(12月28日～1月4日)
・毎月末日(日曜日の場合はその前日)



最寄駅 阪堺電軌上町線帝塚山3丁目(徒歩3分)
南海高野線帝塚山(徒歩6分)

大阪あーかいぶず 第八号

平成三年三月二十九日発行
編集発行 大阪府公文書館
大阪府住吉区帝塚山東二丁目一四四
電話 〇六一六七五―五五五―
FAX 〇六一六七五―五五五―
印刷 大阪府営印刷所